

標 題：

シンガポール籍船及びバハマ籍船に対する
無線方向探知機の搭載免除について

NKテクニカル インフォメーション

No. : 403

Date : 平成 13 年 6 月 18 日

関係船主・造船所各位

無線方向探知機の搭載に関する要件及び特定の条件の下におけるその搭載免除に関する規定が、74SOLAS の 1988 年改正第 V 章第 12 規則 (p) に定められています。

この度、シンガポール政府及びバハマ政府から、それぞれの船籍登録船に対する無線方向探知機の搭載免除の条件、免除手続き及び免除証書の発行に関する通知がありました。

それぞれの政府からの通知をもとに、シンガポール籍船及びバハマ籍船についての取扱いを下記のとおりまとめましたのでお知らせします。これにより、NK テクニカルインフォメーション No.171(平成 7 年 12 月 28 日付)は廃止いたします。

なお、詳細については、お近くの本会支部又は事務所にお問い合わせください。

— 記 —

1 シンガポール

1.1 免除の条件

船舶は、次の－1又は－2の GPS 受信機を搭載していること。

- －1 IMO 総会決議 A.819(19)に定める性能基準に適合し、無線通信設備及び航海設備から独立して機能する GPS 受信機の場合 1台
- －2 上記以外の GPS 受信機の場合 2台
(少なくとも1台は、無線通信設備及び航海設備から独立して機能するものであること。)

1.2 免除の手続き

- －1 免除を希望する場合は、事前に次の書類をお近くの本会支部/事務所に提出して下さい。
 - (1) 免除申込書(GPS 受信機の製造者名、型式名並びに台数を記載して下さい)。
 - (2) 免除の条件が上記 1.1-1 の場合、搭載する GPS 受信機が IMO 総会決議 A.819(19)に定める性能基準に適合していることを証明する書類の写し。
- －2 本会支部/事務所は、船舶安全設備検査を行い、免除の条件が満たされていることを確認して検査員報告書を発行します。

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。

- ー3 船主/造船所は、次の書類を、シンガポール政府当局に直接提出し、免除証書発行の申請をして下さい。
初回の免除証書はシンガポール政府から発行されます。

- (1) 免除申請書(GPS 受信機の製造者名、型式名並びに台数を記載して下さい)。
- (2) 検査員報告書。
- (3) 免除の条件が上記 1.1-1 の場合、搭載する GPS 受信機が IMO 総会決議 A.819(19)に定める性能基準に適合していることを証明する書類の写し。

1.3 免除証書の更新

本会は、定期的貨物船安全設備検査により、免除の条件が満たされていることを確認し、免除証書を更新します。更新される免除証書の失効日は、貨物船安全設備証書の失効日と同一となります。

1.4 その他

既に発行されている免除証書は、免除の条件が上記 1.1-2 を満たすものとして有効です。免除証書の更新は、1.3 の手順によります。

2. パナマ

2.1 免除の条件

免除を受ける船舶は、次のー1及びー2 の設備を搭載していること。

- | | |
|--------------------------------|----|
| ー1 船位確定のための電子航法装置(例えば GPS 受信機) | 1台 |
| ー2 3GHz レーダ又は9GHz レーダ | 1台 |

2.2 免除の手続き

- ー1 免除を希望する場合、事前にGPS受信機の製造者名、型式名並びに台数を記載した免除申込書を、お近くの本会支部/事務所に提出して下さい。
- ー2 担当支部/事務所は、定期的貨物船安全設備検査を行い、2.1 に掲げる機器が装備され正常に作動することを確認して、免除証書を発行します。

2.3 免除証書の更新

本会は、定期的貨物船安全設備検査により、2. 1に掲げる免除の条件が満たされていることを確認して、貨物船安全設備証書の有効期限に合わせて免除証書を発行します。

2.4 その他

現に免除証書を所有する場合、その免除証書は有効です。免除証書の更新は2. 3の手順によります。

以上

お問い合わせ： 材料機装部

Tel: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2019